

議 長 日程第9「議案第8号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について」
を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第8号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について。次のとおり松田町創生推進拠点施設の指定管理者（自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）として指定する。

1、指定管理者制度対象施設の名称等。名称、松田町創生推進拠点施設。所在地、松田町松田惣領321番地1。

2、指定管理者の名称等。名称、特定非営利活動法人松田活性化協会。代表者、理事長、草柳貴之。所在地、松田町神山225番地4。

3、指定の期間。平成31年4月1日から平成36年3月31日まで5年間。

平成31年3月5日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。上記について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議決を得るため提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第8号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定について御説明をさせていただきます。

本施設の運営等に対しましては、初めですね、1枚おめくりいただいて参考資料1でございます。指定管理者申込書がですね、2月の13日付で松田町神山のですね、特定非営利活動法人松田活性化協会代表から提出がございました。これを受けまして、松田町指定管理者選定委員会、こちらのほうは外部委員といたしまして、地域の自治会の代表の方、子育て支援あるいは環境部門で専門的な観点で活躍されている女性の学識経験者で構成される委員会が2月の19日に行われ、ここですね、事業計画書及び収支計画書、また団体の定款、規約、そして団体の登記事項証明書、前ですね、前事業年度における貸借対照表及び損益計算書、前、前の事業年度における事業報告書等、厳正なる確認と審査に当たっては、企画力や事業実現性、また地域貢献度、収支計画の事業遂行能力の具体性について審査基準のとおり審査が行われました。

それでは、お手元1ページ目になります。めくっていただき、事業計画につ

いて説明をさせていただきます。運営に関する基本的なコンセプトといたしましては、2つ目に事業の実施計画として、施設内の機能等の提案といたしましては、特にニーズが見込まれるランドリー、家事、あるいはスペース、そしてカフェなど、またチャレンジショップを利用した地元事業者や農家の方と連携をし、ごみゼロカフェの企画や、地元で稼ぐセミナー、創業支援セミナーなども開催することや、定期的なマルシェの開催については、広域的に実施する提案がございました。

2ページ目、3ページでは、施設利用者をふやし継続性を維持していくための環境整備として、月に1回の地域と一緒に女性目線の企画を出し合うイベントを開催し関係人口をふやしていくことや、民間等のノウハウで、SNSでの発信あるいはクラウドファンディングを含めて会員や協賛を積極的に拡散し、進めていくという提案がございました。そのほか、起業・自走という点では、多世代のニーズを取り入れた事業展開、そして地域を巻き込んだ事業の推進、町なかの公的な福祉施設との連携や、町内、町なかの私立高校の生徒、また高齢者にも集える拠点とする提案がございました。広域的な観点では近隣自治体との連携、そして雇用の観点では町内の高齢者等との連携による雇用促進など、また、施設の内装の改修につきましては、地域を巻き込んだワークショップ型の参加を募り、みんなでつくり上げていく提案がございました。

続きまして、6ページの収支計画においては、指定管理者としての収支計画として、起業・自走という観点での収益性を十分考慮して運営を推進されるよう、こちらのほうは委員会から意見が付されたものでございます。また、事業の推進につきましては、現在もマルシェ、あるいはクラウドファンディングなどさまざまな事業を展開している中で、そうしたノウハウを生かし、継続性・実現性を配慮し、5年間の事業運営を実施されるよう意見が付されたものでございます。

続きまして、参考資料の2になります。2月14日付、指定管理者選定委員会に、指定管理者の指定手続等に関する条例及び同条例施行規則に基づき、松田町創生推進拠点施設の指定管理者の候補者の指定の選定について政策推進課長兼定住少子化担当室長より依頼をさせていただきました。指定管理期間につき

ましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間で、応募につきましては募集でございます。

次のページになります。参考資料の3でございます。平成31年2月19日付で指定管理者選定委員会より、松田町創生推進拠点施設の指定管理者の選定結果について報告がございましたので報告させていただきます。

記。施設名及び所在地。松田町創生推進拠点施設。神奈川県足柄上郡松田町松田惣領321番地の1。2、指定管理者の候補者。特定非営利活動法人松田活性化協会。神奈川県足柄上郡松田町神山225番地の4になります。

1枚おめくりいただき、参考資料の4になります。指定管理区域でございます。

最後になりますが、今後ですね、5年間の指定に伴い、事業者の収支状況、また経営状況を毎年度定期的にですね、町も調査、評価を行い、経営等の改善が必要であれば町として指導、助言を行うとともに、定期的にサウンディングあるいはモニタリングを行いですね、継続性を担保していくための調査を実施してまいります。この経営状況や収支状況、またさまざまな事業展開についてもですね、議会の皆様を初め町民の皆様に御報告をし、継続性・実効性のある指定管理を進めていきたいと思っておりますので、よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 それでは、2点質問をしたいと思います。まず1点目は、ページ4ページですね、イメージということで、テナントリーシング計画ということで載っています。この中にですね、2階の部分で、この指定管理のですね、区域内には、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターが含まれているような形で記載をされているということです。同じく参考資料3の指定管理の所在地、施設名と所在地としては、松田町創生拠点施設、松田惣領321番地の1ということで、参考資料4のですね、指定管理区域図も含めた中では、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの管理もですね、この指定管理者が行うというふうに取り扱われるというふうだと思います。これについてのですね、指定、子育て支援センター等は、やはり町が直営をして管理すべきものということで、

これらの区域からは除外されるべきではないかと思しますので、それについてですね、お答えをいただきたいと思します。

2点目といたしましては、ページ6ページのところに収支計画がございます。これの中ですね、収入等は大分金額がですね、大きい収入ということで、その中で町のほうにも入ってくるというふうには理解できますけれども、ただ、それがですね、この収入が思うように入ってこなかった場合のその赤字負担をですね、この指定管理者がするかどうかということについての記載がないように思しますので、そのことについての審査はどういうふうになっているのか。以上2点、よろしく願いいたします。

政策推進課長 まず、1点目の指定管理区域につきましては、参考資料の4にございますとおり、ここの平面図でいきますと2階の部分まで含めるという観点で見られますので、原則子育て支援センター、ファミリーサポート事業につきましては、条例に基づく町の運営ということで記載をしておりますので、この辺はわかるような形で掲載をしていきたいというふうに思します。

それとですね、この6ページの収支計画につきましては、こちらのほうは、事業者提案の中では、この赤字補填について、原則ですね、月に、提案の中では49万円の収入を町に入れていただくというような観点で提案をさせていただきましたが、そこは最終的に協議をし、その店舗がまだ入らない場合については、その平米数の町が求める金額のみとさせていただきます、そのほかの部分については、町と一緒に赤字にならないように推進をし、会員をふやしていくというようなことで現状は提案をいただいたところでございます。（私語あり）

赤字になった場合についての町の補填というのは、現状は考えてございません。それにならないように毎年度の収支計画の状況を見て指導していきたいというふうに考えてございます。

3 番 井 上 今ですね、赤字運営の場合の補填はしないということで今、回答がございました。それについてのですね、相手方は、そういった条件でこの指定管理に対して手を挙げたのかというところがですね、そういう記載がないように思うんですね。ですので、その部分というのは、やはりちょっと明確にしておかないとですね、例えば、こういった指定管理の中とか条例の中で甲乙協議して

とかですね、松田町長が別に定めるとか、そういった定型文句があると思うんですけれども、そういったところで逃げられてしまうという部分もありますのでね、もし指定管理の受託者がそういった部分、赤字についても自分の部分で持つのであればですね、その辺を明確にあらわす表現が必要だというふうに考えますが、お考えをお伺いいたします。

政策推進課長 御指摘のとおりですね、これから協定書を結びます。協定は法に基づくものでございますので、そこにはっきりとした形で負担のないような形の提案のもとに、この提案について、契約の中ではですね、提案、図書等も含めて遵守するというような形で、これは契約になりますので、その辺を含めて掲載をさせていただきたいというふうに思います。

3 番 井 上 了解しました。協定書をこれから作成するというので、その中にですね、先ほどの子育て支援センター、ファミリーサポートセンターの除外についても明記ですね、赤字補填についてもですね、明記されるということで、よろしくお伺いいたします。以上です。

議 長 ほかに。

1 2 番 大 館 1点だけちょっとお伺いしますが、ここに収支計画があつて、毎年営業利益が計上されていますけれども、指定管理者に応募された方が特定非営利団体ということで、営利を目的にしてはならないのかなというふうに感覚的に思うんですけれども、その辺のことはどうなんでしょうか。

政策推進課長 特定非営利活動法人につきましても、営利的な部分については、規制はない状況でございます。ただ、この収支計画を見ましてもですね、本当に稼ぎまくるというような観点ではなくですね、町のために協力して進んでいこうと、町の方が一緒に連携していこうという観点で、この地方創生を進めて提案をしておりますので、御報告のほうをさせていただきます。

議 長 よろしいですか。次。

2 番 田 代 この松田町創生拠点施設ですか、これについては、昨年12月の議会で、この施設に関する設置及び管理に関する条例が提案されました。それに基づいて今度は指定管理者という流れになっていると思うんですけれども、そのときの附帯条件、意見として、利用者の家賃収入、これで完全に自走できるよう創生推

進施設の管理を行ってほしいということで、それを受けてここの資料の6ページですか、5年間の収支計画について出されたと思います。ですから、私どもが報告した内容をしっかり遵守されてこの計画が出たというふうに理解しております。

一方で新年度予算を見せていただいたんですけども、新年度予算の55ページになります。説明欄には、ちょうど真ん中ですね、中段です。女性が輝き活躍するコンパクトシティ創生事業、この13委託料です。松田町創生推進拠点施設運営委託料として2,200万が計上されてます。一方では独立採算性でやるよと。今度新たに2,200万計上されてるんですけど、このすみ分けについて説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

政策推進課長　　まずですね、今回の指定管理者につきましては、エリアにつきましては、先ほどの参考資料の4でございます。その中の本館の1階を主体に行っていただくということになります。新年度ですね、55ページの記載ですね、女性活躍という部分につきましては、新たに車庫ですね、ここにエリアの車庫がございます。この車庫についての開設支援の補助金のための経費とですね、最終的にここのエリアに入っていただくことを目的とする、さまざまな場所へ展開、起業するための委託料、この2つがですね、地方創生の国の計画のもとに上げている予算としておりますので、来年度予算につきましては、この指定管理者に上げているものが必ずやるということではございません。なので、ここの車庫をどう運営していくか、どう開設に向け取り組んでいくか、その支援費として、今回、31年度については事業者を募集していくというふうになっております。以上です。

2 番 田 代　　1点目は開設支援補助金ということで支援していくと。あともう1点が委託、何とかの委託って聞こえたんですけど、ちょっと細かくわからなかったので、再度説明をお願いします。

政策推進課長　　1つがですね、まず女性が輝き活躍するまちづくり推進事業業務委託料。もう一つがですね、松田町創生拠点施設の運営委託料でございます。

2 番 田 代　　2番目の運営委託料、これについてももう少し詳しくお願いしたいと思います。要するに指定管理者に一方では出しますよね。今回それに出てるのが、もう独

立採算性でやるよということ、これはわかります。今度新しく新年度予算で、今のその2,200万が出てきた中で、それは車庫の関係をさわるんだと。これに対する開設支援補助金、それと運営委託料というふうなお話だったんですけども、これについてももう少し詳しく説明をお願いいたします。

政策推進課長 2つ目の創生拠点運営施設のほうですね、こちらにつきましては、国のですね、最初に、申しわけございません、国の地方創生5カ年計画というのがございます。これは、地域再生計画ということで、平成28年度から5カ年計画を定めてございます。31年度は4カ年目の計画数値としてこの経費を計上させていただいているものでございます。もちろんこの補助事業につきましては、各年度の単年度執行として行うものでございます。この4回目につきましては、4年目につきましては、車庫ですね、旧土木事務所の跡地の車庫を運営するに当たりですね、その開設支援に伴う支援として運営をしていただきたいために、国からの補助、いわゆるこの事業につきましては、国が2分の1の補助で、残りの2分の1、いわゆる4分の1がですね、県の自治基盤というのに充ててございます。残りですね、この事業でいきますと800万ほどにつきましては、ハードについては起債充当90%と交付税措置30%、そして、ソフト事業につきましては2分の1が交付税、残りは特別交付税で充てられるということで事業を進めているものでございます。主な事業の内容としましては、その開設支援のために支出をする委託料となっております。その委託の内容なんですが、現状でいきますと、その開設支援、民間事業者がもし公募等で、プロポーザル等で決まった暁にはですね、その企画に伴うイベント経費、あるいは広報活動の経費、消耗品、小さな備品等、内装等につきましても多少の修繕、また研修費やその開設に伴う人件費等にも充てられるというものでございます。以上でございます。

2 番 田 代 概要は大体わかりました。これについてはたしか付託の予定なので、またそれについては私もその委員になると思いますので、そのときまた詳しく聞かせていただきます。概要はわかりました。ありがとうございます。

議 長 この辺で…。

8 番 小 澤 1点だけちょっと説明してください。今のその6ページですね、収入のほ

うで、会費収入、スポンサー収入とありますけれども、これは、具体的にはどのような形で集めるのでしょうか。

政策推進課長 審査会の中の提案内容によりますと、SNS、クラウドファンディング等でもまず仲間をふやすということと、町内の各種団体にお声をかけていただき、その会員になっていただいたもの、あるいは協賛になっていただいた方の収入を積極的に取り組むというようなこともございますので、町も連携をし、その団体確保に向けて協力して進めていくという形で今考えているところでございます。以上です。

8 番 小 澤 その会費収入を充てていきましょって、スポンサー収入というのはどういうこと。

政策推進課長 スポンサー収入というのは、いわゆるクラウドファンディングで仲間をふやすというところで、そういう協賛からですね、収入を得ながらその事業展開を回すという形になりますので、町がやっているクラウドファンディング、今後進めるクラウドファンディングやふるさと納税のような形で、この事業に対して賛同いただいた、民間がやるので、民間がやるのでそういうものをいただいた中で会費をふやしていく、運営していくというようなスキームという提案でございました。

8 番 小 澤 ぜひ頑張っていたきたいと思えますけれども。ただ、この5年間の収入計画を見ても、会費収入が後半になってかなりふえていくようなこともあるし、今言われたそのスポンサー収入なるものが年間定額的に入ってくるような計算になってるのでね、そういう根拠があって出された数字だろうと思えますので、ひとつ頑張ってやってください。1年たって結果を拝見したいと思います。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。お諮りいたします。ただいま議題になっております本案につきましては、総務文教常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、議案第8号松田町創生推進拠点施設の指定管理者の指定については、総務文教常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

議

長 暫時休憩といたします。20分より始めます。

(11時08分)